防衛医科大学校の表彰等に関する達を次のように定める。 昭和57年10月4日

防衛医科大学校長 加納保 之

防衛医科大学校の表彰等に関する達

改正 平成元年 5月29日達第 4号 平成 7年 3月31日達第 1号 平成 8年10月 1日達第10号 平成18年 3月31日達第 3号 平成23年12月27日達第 5号 平成24年 4月 6日達第 1号 平成26年 4月 1日達第 9号 平成28年 3月31日達第 9号 令和 5年 6月30日達第 3号

第1章 総則

(趣旨)

- 第1条 この達は、表彰等に関する訓令(昭和30年防衛庁訓令第49号)の規定に基づき、 防衛医科大学校(以下「大学校」という。)における表彰等(賞詞、賞状及び感謝状 をいう。以下同じ。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- **第2条** この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。
 - (1) 「基準走行距離」とは、「車両無事故表彰の取扱いについて」(防人1第541号39.10.15以下「次官通達」という。)第1項第2号に定める基準走行距離をいう。
 - (2) 「組織」とは、他の法令等により定められた行政組織の組織単位(共同作業等のため編成されたチーム及びグループを含む。)をいう。

第2章 表彰

(職務の遂行に当たり功績があった者)

第3条 職務の遂行に当たり、功績があった者(車両操縦手を除く。)に対して、次の 各号に定める基準により、それぞれの賞詞を授与する。

なお、第3級賞詞については、その都度、防衛医科大学校長(以下「学校長」という。)が定める。

- (1) 行政職俸給表(二)並びに医療職俸給表(二)及び医療職俸給表(三)の適用者 ア 平素の勤務成績が良好な者のうち、職務の遂行に当たり、特に他の模範となる 勤務を行った者 第4級
 - イ 平素の勤務成績が良好な者のうち、職務の遂行に当たり、他の模範となる勤務

を行った者 第5級

- (2) 前号以外の者
 - ア 平素の勤務成績が良好な者のうち、職務の遂行に当たり、困難な業務の完遂、 業務処理の改善等に著しい功績があった者 第4級
 - イ 平素の勤務成績が良好な者のうち、職務の遂行に当たり、困難な業務の完遂、 業務処理の改善等に功績があった者 第5級

(車両操縦手として功績があった者)

- 第4条 次官通達第1項第1号及び第3号に該当する車両操縦手のうち、職務の遂行に 当たり、表彰を実施する日の前日まで無事故で、かつ、計算基準日(毎年9月30日を いう。以下同じ。)までに、次の各号に定める基準走行距離を走行した者に対して、 それぞれの賞詞を授与する。
 - (1) 永年にわたり無事故で、長距離を走行し、かつ、勤務成績が極めて良好で、特に他の模範となった者 第3級
 - (2) 基準走行距離が40,000キロメートル以上に達した場合 第4級
 - (3) 前号の基準走行距離に達した以降、新たに40,000キロメートル以上に達するごとに 第4級
 - (4) 基準走行距離が20,000キロメートル以上に達した場合 第5級
- 2 走行距離の算定は、走行距離算定基準表(別表第1)によるものとし、無事故の認 定は、次官通達第2項に定める基準によるものとする。

(職務の遂行に当たり、功績があった組織)

第5条 職務の遂行に当たり、功績があった組織に対して、次の各号に定める基準により、それぞれの賞状を授与する。

なお、第3級賞状については、その都度、学校長が定める。

- (1)職務の遂行に当たり、困難な業務の完遂、業務処理の改善等に著しい功績があった組織 第4級
- (2)業務の遂行に当たり、困難な業務の完遂、業務処理の改善等に功績があった組織 第5級

(表彰の上申)

- **第6条** 賞詞の上申権者は、別表第2の左欄に掲げる者について、それぞれ右欄に掲げる者とする。
- 2 賞詞の上申権者は、第3条から第5条までに定める表彰に該当する事実を認めた場合には、表彰上申書(別記様式第1から別記様式第3)により学校長に上申するものとする。
- 3 前項の上申期限は、毎年10月5日とする。ただし、表彰に該当する事実があり、速 やかに表彰することが適当であると認めた場合は、その都度上申するものとする。

第3章 感謝状

(感謝状の贈与)

第7条 感謝状は、大学校の教育訓練等に協力援助して、その功労が著しいと認められる隊員以外の者又は団体に贈与する。

(感謝状の上申)

- 第8条 第6条第1項に定める賞詞の上申権者は、前条に定める功労に該当する事実を 認めた場合には、感謝状贈呈上申書(別記様式第4)により学校長に上申するものと する。
- 2 前項の上申期限は、第6条第3項の規定を準用する。

第4章 雜則

(表彰等の実施)

第9条 表彰等は、原則として大学校の創立記念日(第6条第3項ただし書に該当する場合を除く。)に行う。

附則

この達は、昭和57年10月4日から施行する。

附 則

この達は、平成元年5月29日から施行する。

附則

この達は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この達は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この達は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成23年12月27日から施行する。

附 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この達は、平成24年4月6日から施行する。

(防衛医科大学校の表彰等に関する達の一部改正)

第3条 防衛医科大学校の表彰等に関する達(昭和57年防衛医科大学校達第10号) の一部を次のとおり改正する。

平成26年3月31日までの間、別表第2に次の区分を加える。

看護学科設立準備室に勤務する者

看護学科設立準備室長

附則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この達は、令和5年7月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

走行距離算定基準表

走行距離の基準	賞詞の区分	走行距離数の換算
(1) 異動又は採用の日から計算基準日までに無	第5級	次の各号に定める
事故で走行し、基準走行距離が20,000キロメー) V = 110V	走行距離数は、基
トル以上に達したとき。(当該期間に注意等処		準走行距離1キロ
分を受けた者を除く。以下同じ。)		メートルに換算す
(2) 前号により表彰される前に事故を起こした	—————— 第5級	. る。
車両操縦手は、事故以降無事故で走行し、計算	210	(1)乗用車及びラ
基準日までに基準走行距離が20,000キロメート		イトバン1キロメ
ル以上に達したとき。		ートル
(3) 第1号及び第2号により表彰された車両操	第4級	(2)トラック及び
縦手が引き続き40,000キロメートル以上に達し		マイクロバス
たとき。		0.75キロメートル
(4) 第2号により表彰されたのち第3号により	第5級	(3)大型バス0.5キ
表彰されるまでに事故を起こした車両操縦手		ロメートル
は、その事故以降無事故で走行し、計算基準日		
までに基準走行距離が40,000キロメートル以上		
に達したとき。なお、本号により表彰されたの		
ち第5号により表彰されるまでに事故を起こし		
た者は、本号の定めに準ずる。		
(5) 第4号により表彰された車両操縦手が引き	第4級	
続き無事故で走行し、計算基準日までに基準走		
行距離の通算が60,000キロメートル以上に達し		
たとき。		
(6) 第3号及び第5号により表彰されたのち事	第4級	
故を起こした車両操縦手は、事故以降無事故で		
走行し、計算基準日までに基準走行距離が		
40,000キロメートル以上に達したとき。なお、		
本号により表彰されたのち第7号により表彰さ		
れるまでに事故を起こした者は、本号の定めに		
準ずる。		
(7) 前号により表彰された車両操縦手のその後	第4級	
の表彰は、前回表彰されたときの計算基準日の		
翌日から起算して、次の計算基準日までに走行		
距離が40,000キロメートル以上に達した都度行		
う。		

別表第2 (第6条関係)

受 賞 者 の 区 分	上申権者
事務局総務部及び企画部に勤務する者	当該各部長
医学教育研修センターに勤務する者及び医学教育開 発官並びに医学研究科学生	医学教育研修センター長
学生部に勤務する者	学生部長
医学教育部の教官及び自衛官	医学教育部長
図書館事務室に勤務する者	図書館長
病院事務部、各診療科及び中央診療施設として置かれる部又は室に勤務する者並びに病院の教官及び自衛官	副院長(管理・運営担当)
防衛医学研究センターに勤務する者	防衛医学研究センター長

別記様式第1 (第6条関係)

防衛医科大学校長 殿

表 彰 上 申 書

Ш

町

#

令和

(職務の遂行に当たり功績があった者)

上申権者

職

夲

その他参考 となる事項		
上申権者の意見		
賞詞の区分		
功績の大要並びに部内及び部外に与えられた影響		
氏 名		
官職(別)		
所属果		
上中序列		

注:その他参考となる事項欄には、過去1年以内における病休、休職、停職等の期間を記入する。

別記様式第2 (第6条関係)

礟 防衛医科大学校長 # # 4 表

Ш

町

#

令和

(車両操縦手として功績があった者)

上申権者

出 攤

谷

<u> </u>	E [功績の大要並びに部内及び部外に与えられた影響	1	1 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	その他参考
序列	<u></u> 小属果	開	選 	式 名	前回表彰時の累計距離 日の翌日から9.30まで	質問の区分	員詞の区分 上甲権者の意見	となる事項
					7	—— {{i		
					日: 1 A14コイート/数は5人任義子/ア共和の第一人では100円 11 A12 A12 A12 A14	け柳干		
					(1457.9、177.1、307.9。) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	%。 『※ ←		
					4	ר אולין כ		

注:その他参考となる事項欄には、過去1年以内における病休、休職、停職等の期間を記入する。

別記様式第3 (第6条関係)

防衛医科大学校長 殿

##1 # 4 表

Ш

町

#

令和

(職務の遂行に当たり功績があった組織)

上申権者

名 出 盤

4	その他参考となる事項	
K	上申権者の意見	
邶	賞詞の区分	
	功績の大要並びに部内及び部外に与えられた影響	
	対象件名	
	組織名	
	上申序列	

注:表彰状文案(100字以内)を1部添付すること。

別記様式第4 (第8条関係)

礟 防衛医科大学校長

Щ # 令和

Ш

#1 ₩ 겍 ᄜ 謝状贈 险 上申権者

上申権者の意見 谷 候補者の履歴 (団体の業績の概要) 出 譺 功績の大要並びに部内及び部外に与えられた影響 夲 # 叅 茶 住所・氏名 (団体名及び代表者名) 上申序列

注:その他参考となる事項欄には、過去1年以内における病休、休職、停職等の期間を記入する。